

申告相談についてよくある質問・・・？

Q1 出張所で申告書の提出や相談ができますか？

A1 出張相談期間(蓮沼庁舎2月18日～20日・松尾庁舎2月24日～3月3日・山武庁舎3月5日～12日)のみ収受及び相談を行います。(土日を除く)

Q2 指定された出張相談の日に都合がつきません。どこで相談をすればいいのでしょうか？

A2 出張相談期間のみ出張相談会場で申告書の収受及び相談を行います。出張相談期間に都合がつかない方は、成東庁舎相談会場又は開設中の他の出張申告相談会場をご利用ください。

Q3 混雑状況を教えてください。

A3 例年、午前中が大変混雑し長時間お待ちいただいております。午後は、比較的空いておりますので、ご都合がつく方は、午後をおすすめします。受付時間は午後1時から4時までです。

Q4 医療費控除を受けたいのですが？

A4 平成20年中に支払った医療費の明細を作成のうえ、利用した医療機関の領収書(原本)を、確定申告書と一緒に提出してください。(所得によっては、控除が受けられない場合もあります)

Q5 事業(農業・営業など)を営んでいますが、収入と経費(支出)を計算していません。申告相談できますか？

A5 収入が分かる書類と経費が分かる書類を区分し、積算する必要があります。区分された積算額を「収支内訳書」に記入していただきます。また、昨年の申告書及び収支内訳書をお持ちいただくと、相談をスムーズに行うことができます。

Q6 申告相談会場に、医療費控除の明細や、収支内訳書を作成する場所がありますか？

A6 会場内に自書作成コーナーを設置してあります。医療費の計算や収支内訳書の計算・作成はご自分で作成してください。

◆税制改正について

◎控除対象寄附金の拡大

・個人が寄附を行いやすくするために、寄附金控除の対象に所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の中から、県や市が新たに条例で定める寄附金が追加されます。(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)

◎ふるさと納税の創設

・「ふるさと」に貢献したい。「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県、市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。ふるさと納税の寄附先は、出生地や過去の居住地などに限らず、どの都道府県・市区町村でもかまいません。

市や県が新たに条例で定めた寄附金に対する寄附金控除

	現 行	改 正 後
対 象 寄 附 金	千葉県の共同募金会・日本赤十字社千葉県支部	左記に加え、県や市が条例で定めた寄附金
控 除 方 式	所得控除	税額控除
控 除 率	適用対象寄附金 × 10%	道府県民税 4%・市町村民税 6%
控除対象限度額	総所得金額の 25%	総所得金額の 30%
適用下限額	10 万円	5 千円

ふるさと納税

	現 行	改 正 後
対 象 寄 附 金	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
控 除 方 式	所得控除	税額控除
控 除 率	適用対象寄附金 × 10%	適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除
控除対象限度額	総所得金額の 25%	総所得金額の 30%
適用下限額	10 万円	5 千円

◆**忘れないで！住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)**
税源移譲によって所得税額が減少したことにより、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を翌年度の住民税(所得割)から控除できる措置が昨年度から創設されています。

【対象者】平成11年から18年までに入居した方で、次のaまたはbに該当する方

a・税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額よりも大きくなり、控除しきれなくなった方

b・住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

【申告の手続き】

毎年3月15日(平成21年は3月16日)までに住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要です。(平成20年度から平成28年度までの住民税で減額が行われます)